

## 第4節 平成23年度までのサービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策

---

### 1 第1期新宿区障害福祉計画との関係

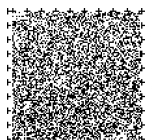
第1期新宿区障害福祉計画では、平成23年度に向けて3つの目標を定め必要なサービス量を推計したうえで、すべての施設の新体系サービスへの移行が完了する平成23年度に至る中間段階の位置づけとして、平成20年度までの各サービスの必要量を定めました。

区は、これまで計画に基づき相談支援窓口の整備、短期入所サービスの定員増、障害児等タイムケア事業や地域活動支援センター等の新しいサービスの開始、入所支援施設建設や小規模作業所等の新体系移行に伴う経費補助などを行うことにより、おおむね計画どおりのサービス提供を行ってきました。また、必要な情報の提供やサービス利用支援をより適切に行えるように相談支援事業を再編するとともに、地域の社会資源のネットワーク構築など、障害福祉に関するシステムづくりを協議する新宿区障害者地域自立支援協議会を設置しました。

第2期新宿区障害福祉計画では目標の達成への最終段階として、新宿区の障害者のニーズや計画の進捗状況を踏まえて必要な施策を講じていきます。

### 2 第2期計画におけるサービス必要量見込等について

第2期計画では目標達成にむけて第1期計画を踏まえ、平成23年度までのサービス必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策を定めています。



### 3 「障害福祉サービス」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策

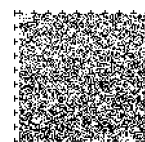
平成23年度までの「障害福祉サービス」の必要量見込は以下の一覧表のとおりです。

ページから、各サービスごとの必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

※ 各サービスにおける、一ヶ月あたりの利用者数・利用量を示しています。

※ 通所施設等については、利用者数 × 一ヶ月あたりの平均利用日数を示しています。

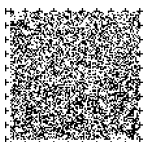
	21年度		22年度		23年度	
	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
1 居宅介護	292人	8,498時間	329人	9,870時間	376人	11,280時間
2 重度訪問介護	34人	8,120時間	37人	9,213時間	41人	10,324時間
3 行動援護	1人	11時間	3人	33時間	5人	52時間
4 重度障害者等包括支援	1人	400時間	1人	400時間	1人	400時間
5 生活介護	257人 × 20日		280人 × 20日		332人 × 20日	
6 自立訓練（機能訓練）	3人 × 20日		3人 × 20日		3人 × 20日	
7 自立訓練（生活訓練）	11人 × 20日		17人 × 20日		17人 × 20日	
8 就労移行支援	16人 × 20日		28人 × 20日		64人 × 20日	
9 就労継続支援（A型）	2人 × 20日		3人 × 20日		5人 × 20日	
10 就労継続支援（B型）	122人 × 20日		228人 × 20日		249人 × 20日	
11 療養介護	4人		5人		6人	
12 児童デイサービス	105人 × 3.2日		105人 × 3.5日		105人 × 3.8日	
13 短期入所（ショートステイ）	63人 × 8日		63人 × 8日		63人 × 8日	
14 共同生活援助（グループホーム）	28人		32人		36人	
15 共同生活介護（ケアホーム）	38人		44人		51人	
16 施設入所支援	83人		136人		189人	
17 サービス利用計画作成費	5人		8人		11人	



1 居宅介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (5) (7) (11) (12)		
サービス見込量 (一ヶ月当たりの 利用者数、総利 用時間)	21年度		22年度		23年度	
	292人	8,498時間	329人	9,870時間	376人	11,280時間
現状・課題	① サービス供給の実績時間数が第1期障害福祉計画での見込を上回って増加しています。 ② 精神障害に対応する事業所が、身体障害や知的障害に比べて少なくなっており、障害特性に応じた居宅介護を実施できる事業者と人材の確保が課題となっています。 ③ 介護保険制度の該当者については、介護保険サービスとの適用関係が課題となっています。					
サービス提供体制確保の方策	① サービス提供事業所数は、平成20年11月現在区内51所、隣接6区190所(千代田6所、文京17所、豊島47所、中野55所、渋谷28所、港37所)です。事業に対する障害理解や実際の障害に対する処遇の留意点等に関する研修等を区が実施していくことで、対応できる事業者数を増やしていきます。 ② 今後さらに質の高いサービスを提供するために、区において障害者へのサービス提供のための研修を従事者向けに行い、障害特性に応じた居宅介護サービスの充実を図っていきます。また、利用者が自らに適した事業所を選択できるように、事業所情報の提供についても充実を図っていきます。 ③ 介護保険制度の該当者については、障害者自立支援法に基づくサービスの情報提供をケアマネージャー等に行い、障害者の地域生活を連携しながら支援していきます。					

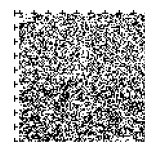
2 重度訪問介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7)		
サービス見込量 (一ヶ月当たりの 利用者数、総利 用時間)	21年度		22年度		23年度	
	34人	8,120時間	37人	9,213時間	41人	10,324時間
現状・課題	重度訪問介護は、障害程度区分4以上の重度の肢体不自由の方が使えるサービスですが、「居宅介護の身体介護あり」や「地域生活支援事業の移動支援」によるサービスの利便性が高いため、利用を控える傾向があります。					
サービス提供体制確保の方策	① サービス提供事業所数は、平成20年11月現在区内47所、隣接6区177所(千代田5所、文京16所、豊島43所、中野51所、渋谷28所、港34所)です。重度訪問介護サービス利用が適切である利用者に、必要なサービスが供給できるようにしていきます。 ② 質の高いサービス提供を実施するため、サービス提供事業所との意見交換会を開催するなど、現場における現状・課題を把握し、サービス提供の充実を図っていきます。 ③ 利用者が自らに適した事業所を選択できるように、事業所情報の提供についても充実を図っていきます。					

3 行動援護		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7)		
サービス見込量 (一ヶ月当たりの 利用者数、総利 用時間)	21年度		22年度		23年度	
	1人	11時間	3人	33時間	5人	52時間
現状・課題	① 行動援護サービスの制度があまり知られていない状況があります。 ② 行動援護サービスを提供する事業者が少ない状況があります。					
サービス提供体制確保の方策	① サービス対象者に制度周知を進めることにより実績を上げていきます。 ② サービス提供事業所数は、平成20年11月現在、区内2所、隣接6区17所(千代田2所、文京0所、豊島3所、中野8所、渋谷2所、港2所)です。事業所が少ない状況であるため、意見交換会などの際に、従事資格の取得について推進を図っていきます。					



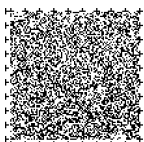
4 重度障害者等包括支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7)		
サービス見込量 (一ヶ月当たりの 利用者数、総利 用時間)	21年度		22年度		23年度	
	1人	400時間	1人	400時間	1人	400時間
現状・課題	① 重度障害者等包括支援サービスの制度があまり知られていない状況があります。 ② サービス提供を行える従事者要件の条件が厳しいなどの理由により、重度障害者等包括支援サービスを提供する事業者が少ない状況があります。					
サービス提供体制確保の方策	① サービス対象者に制度周知を進めながら、今後のサービス利用状況を見守っていきます。 ② サービス提供事業所数は、平成20年11月現在区内2所、隣接6区4所（千代田0所、文京0所、豊島0所、中野2所、渋谷1所、港1所）です。事業所が少ない状況であるため、意見交換会などの際に、従事資格の取得について推進を図っていきます。					

5 生活介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (13)		
サービス見込量 (利用者数×一ヶ月 あたりの平均 利用日数)	21年度		22年度		23年度	
	257人	× 20日	280人	× 20日	332人	× 20日
現状・課題	① 知的障害者を対象とした区内新規設置の入所支援施設における生活介護サービスを、第1期計画においては平成23年度に開始する予定でしたが、施設の開設が平成24年度以降となったため、特別支援学校高等部卒業予定者等のサービス需要に他の施設で対応する必要があります。 ② 施設入所者の地域生活移行に備えて、受け皿のひとつとして、整備していく必要があります。					
サービス提供体制確保の方策	① 課題①により特別支援学校高等部卒業予定者等が生活介護利用を希望された時、利用する場がないことがおこることのないよう既存施設での対応を行います。 ② 平成24年度以降に区内に新規設置の入所支援施設については、新宿区第一次実行計画事業にも位置づけ引き続き実現を図ります。 ③ 平成23年度末における主な区内のサービス提供施設は以下のとおりです。 (全施設サービス提供中) 区立新宿生活実習所      区立障害者福祉センター（新宿トライ工房） 区立あゆみの家          新宿けやき園					



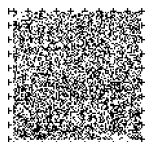
6 自立訓練(機能訓練)・7 自立訓練(生活訓練)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (11) (12)
機能訓練 サービス見込量 (利用者数×ヶ月あ たりの平均利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	3人 × 20日	3人 × 20日	3人 × 20日	
生活訓練 サービス見込量 (利用者数×ヶ月あ たりの平均利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	11人 × 20日	17人 × 20日	17人 × 20日	
現状・課題	社会的入院をしている精神障害者で比較的長期間入院されていた方が地域生活へ移行するためには、退院後も日常生活に必要な家電製品の利用方法など様々な生活訓練が必要です。早期に事業実施を実現させることが必要です。			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 知的及び身体障害者へのサービスについては区内の施設で自立訓練施設に移行する予定の施設は無く、主として区外の入所施設等においての必要量見込みです。自立訓練の機能訓練事業に対する代替として、区内では区立障害者福祉センターにおいて専門の支援員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士各1名及び看護師2名)を配置し、身体障害者のリハビリテーション等を中途障害者の退院後支援を含め、総合的に実施しています。また、自立訓練の生活訓練事業に対する代替としては、知的障害者に対する生活能力の維持・向上などを、現在区内の通所施設(現行の生活実習所、福祉作業所等)において実施しています。</p> <p>今後、必要に応じて新たな施設を整備する際にサービス提供を検討していきます。</p> <p>② 精神障害者共同作業所に対し、自立訓練(生活訓練)施設への移行を勧奨し、移行に向けた初度経費等を支援し1施設の基盤整備を進めます。平成22年度事業実施を目指します。</p>			

8 就労移行支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(8) (13) (25) (26)
サービス見込量 (利用者数×ヶ月あ たりの平均利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	16人 × 20日	28人 × 20日	64人 × 20日	
現状・課題	<p>① 就労移行支援事業所の区内整備が必要です。</p> <p>② 旧体系事業所や精神障害者小規模通所授産施設、共同作業所等からの移行で就労移行事業を開始することが想定されますが、移行期には行政の支援が必要です。</p> <p>③ 就労移行支援事業と障害者就労支援事業とによる、役割分担の明確化をする必要があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① [第一次実行計画事業] 就労移行支援については、平成23年度開設予定の新宿区勤労者・仕事支援センター等で実施する予定です。</p> <p>② [第一次実行計画事業] 民間の精神障害者通所授産施設等が就労移行支援へ移行する計画があり、区は移行期の支援をしていきます。</p> <p>③ 既に職場定着支援等を実施している障害者就労支援事業と、就労移行支援との役割分担を明確し連携を図ることにより、重層的な就労支援体制を構築していきます。</p>			



9 就労継続支援(A型)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(8) (13) (25) (26)
サービス見込量 (利用者数×ヶ月あたりの平均 利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	2人 × 20日	3人 × 20日	5人 × 20日	
現状・課題	雇用契約を締結し、健常者と同様の環境で仕事に従事し利用料を負担するという変則的なサービス形態であるため、就労継続支援A型への参入意欲を持つ事業者が少なく、区内での施設整備が困難なため広域的な利用を図る必要があります。また、就労継続支援B型を活用した支援を推進していく必要があります。			
サービス提供体制確保の方策	<p>就労継続支援A型は現行の福祉工場からの移行が予想されますが、平成20年7月現在、区民の方の利用は現在3名で、区外の福祉工場に通所しており、当該施設は新体系サービスへ移行していません。今後も、広域的な利用の観点から、近隣区の障害者福祉工場や企業等幅広い事業所との連携により、必要なサービス提供を行っていきます。</p> <p>雇用契約を結び最低賃金を確保することを要件としている本事業は、地域に根ざした事業実績等が無ければ成立しにくいサービスであるため、性急な事業開始が困難です。第1期計画においてこのサービスの対象者と想定されていた方に対しては、整備が進んでいる就労継続支援B型において支援を実施します。</p>			

10 就労継続支援(B型)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(8) (13) (25) (26)
サービス見込量 (利用者数×ヶ月あたりの平均 利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	122人 × 20日	228人 × 20日	249人 × 20日	
現状・課題	<p>① 区内の通所施設では、予定どおり就労継続支援B型への移行が進んでいます。</p> <p>② 利用者の状態にあった適切なサービスを提供するとともに、サービス利用意向があるにもかかわらず、サービスに繋がっていない方への利用勧奨やサービス内容の周知の充実を図る必要があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて平成23年度からB型事業(定員30名程度)を実施します。</p> <p>② 区立の旧法知的障害者通所授産施設(新宿福祉作業所、高田馬場福祉作業所)は、平成22年度に新体系サービスに移行します。</p> <p>③ <b>[第一次実行計画事業]</b> 現状新体系へ移行していない民間の通所授産施設や共同作業所等については、利用者の状況から今後就労継続支援B型への移行することが予想されており、引き続き必要な支援を行い就労継続支援事業所を充実させていきます。</p> <p>④ 平成23年度末における区内の主なサービス提供施設は以下のとおりです。 ※( )内は主たる利用対象者、未実施施設は開始予定年度。 区立障害者福祉センター【あすなろ作業所】(身体障害者) 新宿あした作業所、新宿第二あした作業所(知的障害者) 区立新宿福祉作業所、区立高田馬場福祉作業所(知的障害者 両施設とも平成22年度移行予定) オフィスクローバー(精神障害者) 新宿西共同作業所・ラバンス(精神障害者) ファロ(精神障害者) 就労支援センター「風」(精神障害者) 街(精神障害者 平成21年度移行予定) 新宿区勤労者・仕事支援センター(三障害対応 平成23年度新規開設予定)</p> <p>⑤ 第1期障害福祉計画において就労継続支援A型を見込まれていた利用者については、就労継続支援B型においてサービスを提供するため、見込み量を増とします。</p> <p>⑥ 区と特別支援学校等により構成される進路対策等連絡会や関係機関との連携により、障害状態にあった適切な就労支援サービスを提供していきます。 また、特に青年期以降に発症することの多い精神障害者に対しては、引き続き保健センターデイケア、地域活動支援センターなどにおいて就労継続支援B型を始めとする就労支援事業を積極的に紹介していきます。併せてサービスを利用中の当事者による講演会等を実施するとともに、医療機関を通じた周知方法等を充実することにより利用の促進を図ります。</p>			

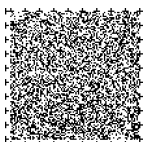




11 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(3)
サービス見込量 (一ヶ月あたりの 利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	4人	5人	6人	
現状・課題	医療と常時介護を必要としている障害者を受け入れる療養介護施設へのサービス提供は、区単独での施策で解決することは困難です。			
サービス提供体制確保の方策	① 現在、国立精神・神経センター武蔵病院、国立病院機構下志津病院にてサービス提供を行っています。今後も関係医療機関との連携をとりながらサービス提供を行っていきます。 ② 居宅で医師等による医療ケアが必要な重度障害者の方については、地域で療養生活を支えるケアシステムの整備を検討していきます。			

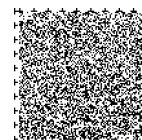
12 児童デイサービス		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(1) (5) (20) (21) (22) (24)
サービス見込量 (利用者数×一ヶ月あたりの平均 利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	105人 × 3.2日	105人 × 3.5日	105人 × 3.8日	
現状・課題	誰もが相談しやすい環境作りと、保護者や地域へ発達障害等についての情報提供を行い、正しい理解を得るための取り組みが必要です。			
サービス提供体制確保の方策	① <b>【第一次実行計画事業】</b> 平成23年度から、子ども発達センターでは、児童デイサービスの対象を学齢前の子どもから小学校低学年まで拡大し、発達障害児を中心とした発達支援も行っていきます。 ② ライフステージに応じた連続的な支援を可能とするため障害児等に対する総合的な支援策を(仮称)子ども総合センターの開設に合わせ検討していきます。 ③ 平成23年度末における区内の主なサービス提供施設は以下のとおりです。 (仮称)子ども総合センター 中央愛児園児童デイサービスセンター			

13 短期入所(ショートステイ)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(5) (22)
サービス見込量 (利用者数×一ヶ月あたりの平均 利用日数)	21年度	22年度	23年度	
	63人 × 8日	63人 × 8日	63人 × 8日	
現状・課題	① 区内事業所は小規模であるため、連続7日以内の利用が原則となっていることから、介護者の病気などの理由により、比較的長期の利用(1ヶ月程度)に対応できません。 ② 退院可能な精神障害者の地域生活への移行を進めるために、短期入所のニーズや需要数の把握が必要です。			
サービス提供体制確保の方策	① 区内のショートステイの整備はおおむね計画どおりに推移しています。平成20年度開設の新宿けやき園では一定程度の医療的ケアが必要な方等を受け入れられるよう、区が助成を行いサービス内容の充実を図りました。また、区外では障害者入所支援施設、重症心身障害児施設等で実施しています。 ② 緊急時の1ヶ月単位の短期入所先の確保については、広域的な取り組みも含めて対応していきます。 ③ 精神障害者の短期入所については、ニーズや需要数の把握をしたうえで、現在計画中の複合施設整備の中で検討していきます。 ④ 平成23年度末における区内のサービス提供施設は以下のとおりです。 区立障害者福祉センター 区立新宿生活実習所 区立あゆみの家 新宿けやき園			



14 共同生活援助(グループホーム)・15 共同生活介護(ケアホーム)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(11) (12) (14)
共同生活援助 (グループホーム) サービス見込量 (一ヶ月あたりの 平均利用者数)	21年度	22年度	23年度	
	28人	32人	36人	
共同生活介護 (ケアホーム) サービス見込量 (一ヶ月あたりの 平均利用者数)	21年度	22年度	23年度	
	38人	44人	51人	
現状・課題	① 施設から地域生活移行する方の生活の場として、さらに整備を進める必要があります。 ② 精神障害者においては、通過型グループホームの需要数の把握が必要です。			
サービス提供体制確保の方策	① グループホーム・ケアホームは、利用者の障害程度区分に応じて、それぞれのサービス区分として運営される仕組みになっています。(原則として、中軽度障害者は、グループホーム利用、重度障害者はケアホーム利用となります。) ② <b>【第一次実行計画事業】</b> 知的障害者を主たる対象とした、グループホーム又はケアホームの基盤整備のため、区内にグループホーム又はケアホームを設置する法人に対し建設費補助を行い、平成23年度までに3所の増を目指します。(平成20年度から3カ年で、各年1所ずつ 合計3所 を予定しています。) 入所施設からの地域生活移行の推進においてはケアホームの役割が重要となるため、ケアホームの整備を重視していきます。 ③ 施設の活用方法の工夫などにより、グループホームの増を図っている事業者への支援を行ないます。 ④ <b>【第一次実行計画事業】</b> 精神障害者を主たる対象とした、グループホーム等の複合施設の基盤整備のため、高田馬場福祉作業所移転後の跡地を活用します。 ⑤ 精神障害者を主たる対象としたグループホームについては、退院による地域移行者の増加などによるニーズの推移を踏まえ、需要数を検討していきます。			

16 施設入所支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(15)
サービス見込量 (一ヶ月当たりの 平均利用者数)	21年度	22年度	23年度	
	83人	136人	189人	
現状・課題	① 医療的ケアを必要とする障害者に対応できる施設への要望があります。 ② 保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安が切実であり、さらなる施設の確保が求められています。			
サービス提供体制確保の方策	① <b>【第一次実行計画事業】</b> 第1期障害福祉計画策定時に区内入所支援施設の新規整備分として、平成18年度から平成23年度の間2か所分増(40名)を見込んでいましたが、1所30名分について開設予定が平成24年度以降となったため、次期障害福祉計画において継続して取り組んでいきます。 なお、1所10名分(新宿けやき園)は平成20年度に開設しました。 ② 区内に特別養護老人ホーム等が建設される際には障害者支援施設も併設する可能性を検討していきます。			





17 サービス利用計画作成費		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(1) (11) (12)
サービス見込量 (一ヶ月当たりの 平均利用者数)	21年度	22年度	23年度	
	5人	8人	11人	
現状・課題	<p>① サービス利用計画費の対象者が限定されているため、退院直後や、家族の急病などの場合以外での計画的なサービス利用計画が必要な場合に要望があっても対象とならないケースがありました。対象者の解釈が拡大されたこともあり、支給決定の増が見込まれます。</p> <p>② ケアプランを作成するための様式の整備やサービス利用計画の作成ができる人材の確保が必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① サービス提供事業所数は、平成20年11月現在区内7所、隣接6区21所(千代田3所、文京3所、豊島5所、中野3所、渋谷4所、港3所)です。この他に区として障害者福祉課、保健予防課、各保健センター(4所)でサービス提供をしています。支給決定対象者については、サービス利用計画の作成及びモニタリングに関して、障害者福祉課、保健予防課、各保健センターの外に、新宿区では地域活動支援センターと併設の相談支援事業所、都で指定を受けた指定相談支援事業所等に対応することとしています。</p> <p>サービス対象者に制度周知を進めながら、今後のサービス利用状況を見守っていきます。</p> <p>② 質の高い計画的なサービス利用を普及させていくためにサービス利用計画の作成ができる仕組みを検討していきます。</p> <p>③ ライフステージの変化に対応して適切な支援を行うため、関係機関との連携をすすめるとともに、相談支援従事者の資質の向上のための研修を実施します。</p>			

